○国土交通省告示第二百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第二号ロ中「同規則補足第19改訂版」を「同規則補足第20改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第２改訂版補足第７改訂版」を「同規則第２改訂版補足第８改訂版」に、「協定規則第117号第２改訂版補足第７改訂版」を「協定規則第117号第２改訂版補足第８改訂版」に改める。

第二十条第一項第一号イ中「容器検査」を「容器再検査」に改める。

第二十一条第三項中「協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則5. 及び6. （6. 4. を除く。）に限る。）に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える電気装置にあっては、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則5. 及び6. （6. 4. を除く。）に限る。）に定める基準とする。ただし、国土交通大臣が定める自動車に備えるものにあっては、協定規則第136号の技術的な要件（同規則の規則5. 及び6. に限る。）に適合するものであればよい。

二　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える電気装置にあっては、協定規則第136号の技術的な要件（同規則の規則5. 及び6. に限る。）に定める基準とする。

第二十一条第四項柱書き中「同規則第２改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版」に、同項第三号中「同規則第３改訂版補足第４改訂版」を「同規則第３改訂版補足第５改訂版」に改める。

第二十二条第十項中「同規則第３改訂版補足第４改訂版」を「同規則第３改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第十一項中「同規則」の下に「改訂版」を加える。

第二十八条第一項第四号中「車両総重量3.5トン」を「車両総重量3.5ｔ」に、「車両総重量10トン」を「車両総重量10ｔ」に、「同規則第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足改訂版」に改め、同条第六項表中「同規則第８改訂版補足第２改訂版」を「同規則第８改訂版補足第３改訂版」に、「車両総重量５トン」を「車両総重量５ｔ」に、「同規則第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足改訂版」に改める。

第三十条第二項中「車両総重量3.5トン」を「車両総重量3.5ｔ」に、「同規則第７改訂版補足第５改訂版」を「同規則第７改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第三項中「協定規則第14号第７改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第６改訂版の規則」に、「同規則第７改訂版補足第５改訂版」を「同規則第７改訂版補足第６改訂版」に、同条第四項中「車両総重量3.5トン」を「車両総重量3.5ｔ」に改める。

第三十二条第一項中「同規則第７改訂版補足第５改訂版」を「同規則第７改訂版補足第６改訂版」に改める。

第三十五条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であって、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあっては、この限りでない。

第三十九条第一項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第三項第三号中「協定規則第43改訂版補足第３改訂版の附則18」を「協定規則第43改訂版補足第４改訂版の附則21」に改める。

第四十条第一項第二号の二中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第四号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第四十二条第六項中「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版」に改める。

第五十四条第一項中「同別添3. 2.」を「同別添の別紙５の3. 2.」に改める。

第八十一条第一項第六号ハ中「同規則第４改訂版補足第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第９改訂版」に改める。

第九十八条第一項第一号イ中「容器検査」を「容器再検査」に改める。

第九十九条第三項を次のように改める。

3　保安基準第17条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。ただし、国土交通大臣が定める自動車に備えるものにあっては、次号に定める基準に適合するものであればよい。

イ　作動電圧が直流60Ｖを超え1,500Ｖ以下又は交流30Ｖ（実効値）を超え1,000Ｖ（実効値）以下の部分を有する動力系（原動機用蓄電池、駆動用電動機の電子制御装置、ＤＣ／ＤＣコンバータ等電力を制御又は変換できる装置、駆動用電動機及びそれに付随するワイヤハーネス並びにコネクタ等及び走行に係る補助装置（ヒータ、デフロスタ又はパワ・ステアリング等）を含む電気回路をいう。以下同じ。）の活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。）への人体の接触に対する保護のため活電部に取り付けられた固体の絶縁体（活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。以下同じ。）、バリヤ（あらゆる接近方向からの接触に対して、活電部を囲い込み保護するために設けられた部分をいう。以下同じ。）、エンクロージャ（あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。以下同じ。）等は次の⑴及び⑵の要件を満たすものであること。ただし、作動電圧が直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分であって作動電圧が直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電気的シャシ（電気的に互いに接続された導電性の部分の集合体であって、その電位が基準とみなされるものをいう。以下同じ。）に直流電気的に接続（トランス等を用いず電気配線を直接接続するものをいう。以下同じ。）されているところはこの限りでない。

また、これらの保護は確実に取り付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタで、自動車の上面（車両総重量５ｔを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に係るものに限る。）及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの又は動力系の電気回路のコネクタで次の⑴から⑶までの要件を満たすものは工具を使用しないで結合を分離できるものであってもよいものとする。

⑴　客室内及び荷室内からの活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級ＩＰＸＸＤ（協定規則第100号の技術的な要件に規定するものをいう。以下この号において同じ。）を満たすものでなければならない。ただし、作動電圧が直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電気的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部及び工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグ（原動機用蓄電池等の点検、整備等を行う場合に電気回路を遮断する装置をいう。以下同じ。）にあっては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級ＩＰＸＸＢ（協定規則第100号の技術的な要件に規定するものをいう。以下この号において同じ。）を満たすものであればよい。